



水管理・国土保全局同時発表

平成 29 年 7 月 18 日

九州地方整備局

10 時 30 分

権限代行による福岡県管理河川の土砂・流木の除去を国が緊急的に実施 ～改正河川法で新たに創設した制度の適用第 1 号～

九州北部における豪雨により、福岡県管理区間の筑後川水系赤谷川、大山川及び乙石川（いずれも朝倉市）では、大量の土砂や流木が流出しており、福岡県知事からの要請を受け、国が権限代行により緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施します。

この権限代行制度は、先の国会で成立した改正河川法に基づき新たに創設したものであり、今回全国で初めて新制度を適用します。

九州北部における豪雨では、筑後川右岸側を中心に甚大な被害が発生しました。特に、赤谷川、大山川、乙石川の流域では、上流で山腹崩壊が多数発生したことに伴い、大量の土砂や流木により河道が埋塞し、次の出水時に二次災害が発生するおそれが極めて高い状況となっています。このため、緊急的な対策が必要であるとともに、土砂の流動性が高いことなどにより高度な技術を要することから、福岡県知事からの要請を受け、改正河川法に基づく新たに創設した権限代行制度により、国が緊急的な河道の確保に向けた土砂等の除去を実施します。

○河川の名称 筑後川水系赤谷川、大山川、乙石川

○区 間 赤谷川 筑後川との合流点から朝倉市杷木赤谷地先まで
大山川 赤谷川との合流点から朝倉市杷木大山地先まで
乙石川 赤谷川との合流点から朝倉市杷木松末地先まで

○工事の内容 河道内の堆積土砂及び流木の除去

○工事開始の日 平成 29 年 7 月 18 日（火）

（参考）河川法の改正を含む水防法等の一部を改正する法律の概要

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html

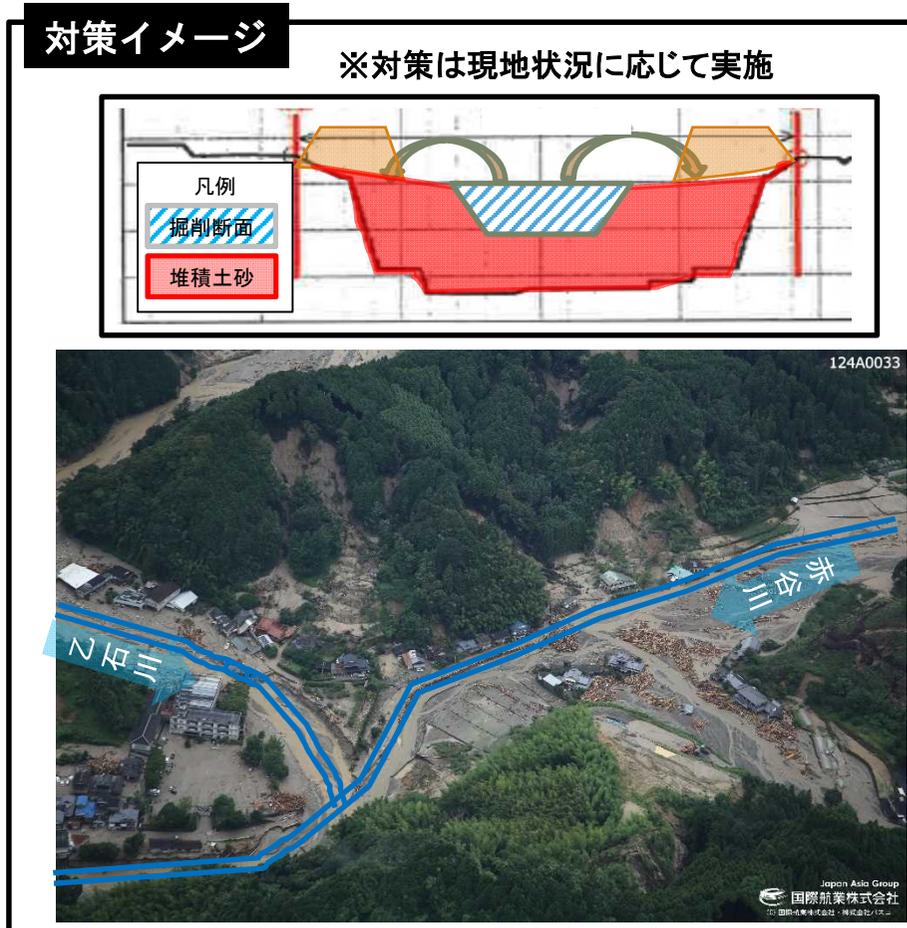
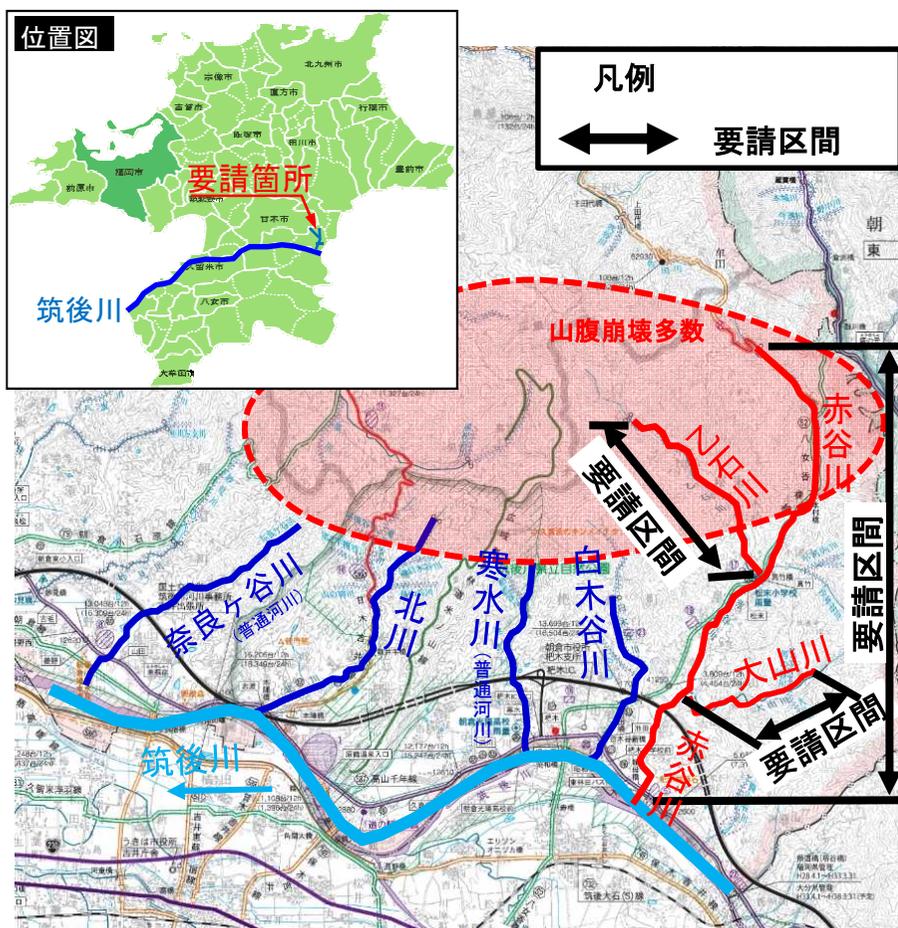
〈問い合わせ先〉

【制度に関すること】 国土交通省水管理・国土保全局 治水課
企画専門官 森久保 司（内線：35514）
課長補佐 齊藤 喜浩（内線：35572）
代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8454

【実施内容に関すること】 九州地方整備局 河川部河川計画課
課 長 坂井 佑介（内線：3611）
建設専門官 森 康成（内線：3619）
代表：092(471)6331 直通：092(476)3523

権限代行による福岡県管理河川の土砂・流木の除去について

- ・福岡県が管理している筑後川水系赤谷川、大山川及び乙石川(いずれも朝倉市)において、土砂や流木により河道が埋塞し、次の出水時に二次災害が発生するおそれが極めて高い状況。
- ・緊急的な対策が必要であるとともに、土砂の流動性が高いことなどにより高度な技術を要することから、福岡県知事からの要請を受け、国において権限代行により緊急的に土砂や流木の除去を実施。
- ・今般の国会で成立した改正河川法に基づき新たに創設した新制度。【適用第1号】



【改正河川法 平成29年6月19日施行】 都道府県管理河川等における改良工事、災害復旧工事等の権限代行

- 激甚化する豪雨等に対応するため、迅速かつ高度な災害復旧工事や、ダム等の施設能力を向上させるための高度な再開発工事等を実施する必要性が高まっている。
- 他方、**都道府県等では人員の不足や技術力の低下が懸念**されており、今後、都道府県管理河川等でこれらの工事を的確に実施できなくなるおそれがある。
- そこで、これらの工事について、国が代わって実施できる**権限代行制度を創設**し、地域の河川の安全を確保する。

高度な災害復旧工事の例

背景



大規模な浸水を伴う複数の破堤箇所を緊急復旧する場合等、迅速かつ効果的な災害復旧を行うために高度な技術力、機械力が必要となる。

例：平成27年9月関東・東北豪雨（鳴瀬川水系茨井川）における災害復旧工事（宮城県大崎市）

高度な改良工事・修繕の例

背景

都道府県等が管理するダム等では、今後、雨の降り方が激甚化していることを踏まえ、高度な技術力、機械力が必要となる大規模な改良工事や修繕が必要となる。



例：笠堀ダム（新潟県）の再開発
ダムの高上げ（※）やゲートの更新等を行うことでダムの洪水調節容量を増強し、下流への流下量の低減とそれによる水害予防を図るもの
※写真の水色箇所へのコンクリートの新設等

国による工事の権限代行

代行の対象 ➤ 一級河川の指定区間及び二級河川における河川に関する工事（改良工事・修繕・災害復旧が対象）

- 代行の要件
- 都道府県等から要請があること
 - 当該工事が、高度の技術力又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるものであること
 - 都道府県等の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、代行することが適当と認められること

費用負担 ➤ 通常の事業実施と同じ費用を負担する（都道府県等は費用から負担金等相当額等を控除した額を負担）